

需要者等が確定していない場合の輸出許可等の取扱いについて（お知らせ）の改正案新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p data-bbox="226 384 1086 459">需要者等が確定していない場合の輸出許可等の取扱いについて（お知らせ）</p> <p data-bbox="226 528 1086 847">技術を利用する者又は貨物の需要者（以下「需要者等」という。）が確定していない場合の外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「法」という。）<u>第 25 条第 1 項</u>の規定に基づく役務取引許可及び法第 48 条第 1 項の規定に基づく輸出許可（以下「輸出許可等」という。）については、平成 13 年 8 月 1 日以降（平成 13 年 8 月 1 日以降に行った輸出許可等の申請に限る。）、下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。</p> <p data-bbox="640 916 672 943">記</p> <p data-bbox="226 1011 1086 1326">1 貨物又は技術の保管、再販売等の状況の報告に係る条件の付与 貨物又は技術の保管、再販売等の状況に関して、法第 6 7 条第 1 項の規定に基づき、輸出許可等に以下の条件を付し、輸出許可証又は役務取引許可証の条件の欄に記載します。なお、1 月から 6 月までに輸出許可等を受けた貨物又は技術の保管、再販売等の状況の第 1 回の報告については、その年の 12 月末日における状況の報告とし、7 月から 12 月までに輸出許可等を受けた貨物又は技術の保管、</p>	<p data-bbox="1113 384 1973 459">需要者等が確定していない場合の輸出許可等の取扱いについて（お知らせ）</p> <p data-bbox="1113 528 1973 847">技術を利用する者又は貨物の需要者（以下「需要者等」という。）が確定していない場合の外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「法」という。）<u>第 25 条第 1 項第一号</u>の規定に基づく役務取引許可及び法第 48 条第 1 項の規定に基づく輸出許可（以下「輸出許可等」という。）については、平成 13 年 8 月 1 日以降（平成 13 年 8 月 1 日以降に行った輸出許可等の申請に限る。）、下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。</p> <p data-bbox="1525 916 1556 943">記</p> <p data-bbox="1113 1011 1973 1326">1 貨物又は技術の保管、再販売等の状況の報告に係る条件の付与 貨物又は技術の保管、再販売等の状況に関して、法第 6 7 条第 1 項の規定に基づき、輸出許可等に以下の条件を付し、輸出許可証又は役務取引許可証の条件の欄に記載します。なお、1 月から 6 月までに輸出許可等を受けた貨物又は技術の保管、再販売等の状況の第 1 回の報告については、その年の 12 月末日における状況の報告とし、7 月から 12 月までに輸出許可等を受けた貨物又は技術の保管、</p>

<p>再販売等の状況の第1回の報告については、翌年の6月末日における状況の報告とします。</p> <p>(輸出許可の場合) (略)</p> <p>(役務取引許可の場合) (略)</p> <p>2~4 (略)</p>	<p>再販売等の状況の第1回の報告については、翌年の6月末日における状況の報告とします。<u>(報告は合計6回となります。)</u></p> <p>(輸出許可の場合) (略)</p> <p>(役務取引許可の場合) (略)</p> <p>2~4 (略)</p>
---	---